

証券取引法における外国会社の開示規制の変遷

昭和 47 年 9 月

- ・ 米国 GTE(ゼネラル・テレフォン・アンド・エレクトロニクス)社が日本において株式公募、外国会社の開示に関する取扱いの明確化が必要

昭和 47 年 12 月

- ・ 大蔵省発表「わが国の企業内容開示制度における外国会社の財務諸表について」 個別財務諸表を主とし連結財務諸表は添付。ただし、財務諸表は本国基準での作成を容認し、差異を注記する。
- ・ 企業会計審議会第三部会了解「わが国の公認会計士等による外国会社の財務諸表の監査証明について」 日本の公認会計士等による監査が必要。ただし、本国での監査結果の利用を容認

昭和 48 年 1 月

- ・ 届出省令（現開示府令）改正 外国会社の届出書様式を追加
- ・ 財務諸表等規則改正 本国基準の容認と差異注記を規定

昭和 48 年 9 月

- ・ 大蔵省発表「わが国の企業内容開示制度における外国会社の財務諸表の取扱いについて」 本国で個別財務諸表を開示しない場合は省略
- ・ 企業会計審議会第三部会了解「外国会社の財務諸表の監査証明について」 連結財務諸表も本国での監査結果の利用を容認

昭和 48 年 12 月

- ・ 東京証券取引所に GTE、パリバ銀行、ダウケミカル等 6 銘柄が上場

昭和 49 年 3 月

- ・ 届出省令（現開示府令）改正 本国で開示する財務諸表のみ開示
- ・ 財務諸表等規則改正 財務諸表等規則に第七章「外国会社の財務書類の作成基準」を追加し、本国基準及び第三国基準の容認を明確化

昭和 54 年 3 月

- ・ 財務諸表等規則改正 本国又は第三国基準で開示していない場合は大蔵大臣の指示による旨の規定を追加（第 127 条第 3 項）

昭和 58 年 12 月

- ・ 証券取引法施行令改正 一定の要件を満たす外国会社には二重監査を不要とする
- ・ 監査証明省令改正 二重監査を不要とする要件を、財務諸表等規則において本国基準又は第三国基準が認められる外国会社とする